

# 不二越工業高校同窓野球部後援会規約

(名称および事務局)

第 1 条 本会是不二越工業高校同窓野球部後援会と称し、その事務局は母校内に設置する。

(目的)

第 2 条 本会は母校野球部を後援し母校との連帯を密に、特に甲子園出場時には関係諸団体と協力しあい目的に必要な諸活動を推進し、かつ会員相互の親睦を深めることを目的とする。ただし、本会は野球部外の母校生徒クラブ活動を支援できる。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、不二越工業高校同窓会の有志および、その関係法人等により構成する。

(事業)

第 4 条 本会は次の事業を行う。

- (1) 母校野球活動への支援活動
- (2) 母校野球部とそのOBによる交流事業の支援
- (3) 母校野球部の入退者の歓送迎および激励活動
- (4) 会報の発行の他、本会の目的に必要な事業

(役員)

第 5 条 本会の運営のため次の役員を選任する。

- |               |             |
|---------------|-------------|
| (1) 会 長 1 名   | (4) 会 計 1 名 |
| (2) 副 会 長 若干名 | (5) 監 査 2 名 |
| (3) 常任幹事 相当数  |             |

(役員 の 選 出)

第 6 条 役員 の 選 出 は 総 会 で 推 挙 す る。

(役員 の 任 務)

第 7 条 (1) 会長は当会を代表し会務を総括する。  
(2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。  
(3) 常任幹事は会務を掌握し会員の拡充につとめ、会報発行に当たる。  
(4) 監査は会計を監査する。

(役員 の 任 期)

第 8 条 役員 の 任 期 は 2 ヶ 年 (4 月 1 日 ~ 3 月 3 1 日) と し、再任を妨げない。ただし、任期満了後とはいえども後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を担当する。

(顧 問 ・ 相 談 役)

第 9 条 本会に顧問・相談役を置くことができる。会長がこれを常任幹事会の承認を得て委嘱する。

(会議および議決)

第 10 条 本会の会議は総会および常任幹事会とする。

- (1) 定時総会は毎会計年度終了後およそ2ヵ月以内に、臨時総会は会長が必要と認めた時に召集することができる。ただし、総会は代議員制度により幹事による総会とする。
- (2) 常任幹事会は必要に応じて、会長がこれを招集する。
- (3) 会議の議長は会長がこれに、議決は出席者の過半数をもって可決し可否同数の時は議長がこれを決する。

(決 議 事 項)

第 11 条 総会は次の事案を審議し決議する。

- (1) 規約の改廃に関する件
- (2) 役員 の 選 出 に 関 す る 件
- (3) 予算および決算に関する件
- (4) 行事計画および事務報告に関する件
- (5) その他重要な案件

(事務局の事務分掌)

第 12 条 本会の事務局の事務分掌は次の通りとする。

会務処理、会員名簿の作成を調整・保管、会報の発行、会費の管理ならびにその出納処理、予算の編成ならびに執行報告などの財務に関する事項を処理する。

(会 計)

第 13 条 本会の収入は会費、割賦金、助成金、その他の収入をもってこれに当てる。その出納事務は会計が行う。会計年度は4月1日より翌年の3月31日までとする。

(会 費)

第 14 条 会費は次の通りとする。

- (1) OB会費 年額 2,000円とする。
- (2) 一般会費 年額 2,000円とする。
- (3) 法人会費 年額 1口1,000円として、法人毎に口数を定める。
- (4) 会費納入方法は、その事業所、個人の事情により定める。
- (5) 会費の納入方法は給与カード控除の他、銀行振込口座を設ける。

振込先 1) 北陸銀行本店 (普通) 4836400

不二越工業高校同窓野球部後援会

2) 富山不二越郵便局 金沢8-37830

不二越工業高校同窓野球部後援会